

22. 宇陀市こども食堂運営支援補助金

1. 趣旨・目的

こども食堂を通じて、子どもを健やかに育成するための環境整備の推進を図ることを目的とします。

2. 事業内容

事業内容

こども食堂を運営し、食事や学習、地域住民との交流などを通して子どもが安心して過ごせる居場所づくりを推進する取組を実施する宇陀市内の団体に対する補助を行います。

対象団体

市内でこども食堂を運営する団体のうち、次のいずれにも該当するものとする。

- ①暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体ではないこと。
- ②政治活動、宗教活動及び営利を目的としない団体であること。

対象事業

次の要件のいずれにも該当している事業とする。

- ①原則として、こども食堂の運営を1年以上継続し、かつ、年間3回以上行う予定であること。
- ②1回当たり10食以上の食事を提供できる体制が構築されていること。
- ③常時責任者を配置し、安全に配慮して実施すること。
- ④食事の提供に当たり、食中毒、食物アレルギー等への対策及び対応を行う体制が構築されていること。

公募時期

実施前にご相談下さい。

補助額

1食につき300円
※年間18万円を上限とする。

問合せ先

健康福祉部 こども未来課
電話:0745-82-2236 (IP:0745-88-9080)

